

公益財団法人全日本柔道連盟 ドーピング防止規程

1. 世界ドーピング防止規程、国際柔道連盟ドーピング防止規程および日本ドーピング防止規程

1.1 全日本柔道連盟（以下「全柔連」という。）は世界ドーピング防止規程（以下「WADA 規程」という。）およびこれに則って策定された国際柔道連盟ドーピング防止規程（以下「IJF 規程」という。）ならびに日本ドーピング防止規程(以下「JADA 規程」という。)に基づき、日本国内における柔道競技に関するドーピング・コントロールの実施に対する責任を担う。

1.2 WADA 規程、IJF 規程および JADA 規程に基づき、全柔連は以下の役割および責任等を担うものとする。

- (1) ドーピング防止方針および規則を WADA 規程、IJF 規程および JADA 規程に準拠せしめること。
- (2) (財) 日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）と協力すること。
- (3) WADA 規程、IJF 規程または JADA 規程に違反した競技者または競技者支援要員に対し、資格停止期間中、全柔連会員登録の資格を停止すること。
- (4) 本規程に違反した全柔連加盟団体に対し、全柔連定款その他規程に従い、制裁を課すこと。
- (5) ドーピング防止教育を奨励すること。

2. ドーピング防止規程の適用

2.1 本規程は以下の者に対して適用される。

- (1) 全柔連
- (2) 競技者
- (3) 日本代表選手団のメンバー
- (4) 競技者支援要員
- (5) 全柔連加盟団体

2.2 ドーピング防止規則違反に対し、制裁措置が適用される。

3. 義務

3.1 競技者は、以下の義務を負うものとする。

- (1) 適用されるドーピング防止方針および規則を理解し、遵守すること。

- (2) 検体採取に応ずること。
- (3) ドーピング防止と関連して、自己が摂取し、使用するものに責任をもつこと。
- (4) 医師に、禁止物質および禁止方法を使用してはならないという自己の義務を伝え、自己に施される治療が、WADA 規程に従って採択されたドーピング防止の方針および規則に違反しないことを確認する責任をもつこと。

3.2 競技者支援要員は、以下の義務を負うものとする。

- (1) 自らに、または支援する競技者に適用されるドーピング防止方針および規則を理解し、遵守すること。
- (2) 競技者の検査プログラムに協力すること。
- (3) 競技者の価値観および行動に対する自己の影響力を行使しドーピング防止の姿勢を育成すること。

3.3 全柔連加盟団体は、以下の義務を負うものとする。

- (1) 本規程を遵守すること。
- (2) 全柔連が WADA 規程、IJF 規程および JADA 規程に基づく義務を遂行することに協力し、かつ、これを援助すること。
- (3) 本規程違反を防止するために適切な措置を講じること。

4. 検査

- (1) 全日本柔道連盟は、WADA 規程、IJF 規程および JADA 規程に従い、ドーピング防止機関（JADA を含む。）が行う検査の分析結果を承認する。
- (2) 競技会検査を行なう国内大会およびその検体数は、全柔連アンチ・ドーピング委員会が指定する。
- (3) 競技会検査における検査対象選手は原則として IJF 規程に基づいて抽出される。ただし、階級区分のない大会は上位 4 名、敗者復活戦のない大会は 1 階級 2 名とし、IJF 規程に特段の定めのない場合は別途全柔連アンチ・ドーピング委員会が定める。

5. 本規程違反

- 5.1 ドーピング防止規則違反を犯すことは、本規程に違反する。
- 5.2 ドーピング防止規則違反を犯したか否かを判断するために、WADA 規程の第 1～6 条および 17 条および、これらに対応する IJF 規程ならびに JADA 規程が適用される。

6. ドーピング防止規則違反の承認

全柔連は、全てのドーピング防止機関および日本ドーピング防止規律パネルによる、人がドーピング防止規則違反を犯したとの決定および制裁措置の内容を受諾する。ただし、その認定が WADA 規程、IJF 規程および JADA 規程に準拠し、その団体の権限に基づく場合に限る。

7. 全柔連が課す制裁措置

- 7.1 ドーピング防止規則違反を犯したと認定された人は、権限を有するドーピング防止機関および日本ドーピング防止規律パネルが WADA 規程、IJF 規程および JADA 規程の各第 10 条および第 11 条に従って決定された制裁措置の期間、全柔連アンチ・ドーピング委員会の起案、全柔連理事会の決定により、全柔連会員登録の資格を失う。
- 7.2 全柔連は、違反が 1 回目か 2 回目かを判断するにあたり、いかなるドーピング防止機関および日本ドーピング防止規律パネルによって課された以前の制裁措置をも承認する。
- 7.3 本規程に違反した全柔連加盟団体は、全柔連アンチ・ドーピング委員会の起案により、全柔連理事会および全柔連評議員会の議決を経て、制裁を受ける。

8. 懲戒措置手続

ドーピング防止規則違反が問われる全ての事件は、WADA 規程、IJF 規程および JADA 規程に準拠して判断され、WADA 規程、IJF 規程および JADA 規程の条項に従って、認定がなされ、不服申立がなされるものとする。

9. 通知

本規程に基づいて制裁措置が課せられた場合には、全柔連は課せられた制裁措置の詳細を下記宛に送付する。

- (1) 財団法人日本オリンピック委員会
- (2) WADA 規程第 14.33 項および、これに対応する IJF 規程ならびに JADA 規程に基づき、通知を受ける権利を有する者
- (3) JADA
- (4) 全柔連が通知を必要と考えるその他の人

10. 不服申立て

不服申立てについては、JADA規程第13条の規定に従うものとする。

11. ドーピング防止規則違反の審査

ドーピング防止規則違反を犯したとして記録された人が後日、当該ドーピング防止規則違反を犯していないことが判明した場合、またはその他の誤りがCAS、日本スポーツ仲裁機構またはドーピング防止機関により明らかになった場合、全柔連はドーピング防止規則違反およびそのドーピング防止規則違反の結果として課せられた制裁措置を取り消すものとし、本規程第9条により制裁措置が課された旨通知された全ての人に対し、そのことを報告するものとする。

12. 解釈

12.1 本規程中、以下の語は以下の意味を持つものとする。

- 「ドーピング防止規則違反」とは、WADA 規程第2条および、これに対応するIJF 規程ならびにJADA 規程に記載されているドーピング防止規則に対する違反をいう。
- 「競技者」とは、WADA 規程、IJF 規程およびJADA 規程において定義されているとおりの意味を有し、かつ、全柔連登録をしている人を指す。
- 「競技者支援要員」とは、WADA 規程、IJF 規程およびJADA 規程において定義されているとおりの意味を有する。

12.2 本規程で定義されていない語は、文脈より異なる意味を持つものを除き、WADA 規程、IJF 規程およびJADA 規程で付与された意味を表すものとする。

付則

1. 本規程は、平成22年3月11日から施行する。
2. 本規程は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。